

2.4 国民健康保険の基盤強化について

(厚生労働省)

【内容】

- (1) 2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (2) 制度改革後の運営の在り方の見直し及び将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行い、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。このうち、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置について、地方の自主的な取組を阻害しているので、小学生以上の子どもや障害者などを対象とする医療費助成についても廃止すること。

(背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常に逼迫する状況であった。
- このため、2018年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年3,400億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要である。
- 特に、高額な治療薬の保険適用等による医療費の増加は、国保財政をさらに悪化させており、保険料の上昇や公費負担の増加が懸念されるところである。
- また、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。
- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」における議論のとりまとめ（2015年2月）では、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しや子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入といった地方からの提案についても、引き続き議論していくこととされている。

- このうち、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しについては、2018年度から未就学児を対象とする医療費助成の当該調整措置が廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。
- また、子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入については、2022年度から未就学児分を5割軽減し、その費用を国と地方の折半で補填する予定とされている。

(参考)

◇ 市町村国保の運営状況

(2018年度)

	国保		協会けんぽ	健保組合
	全国	愛知県		
被 保 險 者	65～74歳被保険者の割合	43.2%	43.1%	7.6%
	無職者の割合	45.4%	43.7%	—
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合総額の割合)	80.4%	67.4%	13.0%
	一人当たり医療給付費	36.8万円	33.4万円	18.1万円
	保険料負担率	10.0%	8.4%	7.5%
財 政	保険料収納率	92.85%	94.78%	—
	一般会計からの法定外繰入(決算補填)	1,258億円	57億円	—
	前年度繰上充用	281億円	8億円	—

◇ 国民健康保険の見直しのポイント

1. 公費拡充等による財政基盤の強化
 - 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。
 - I. 2015年度から保険者支援制度を拡充（約1,700億円）
 - II. 2018年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保
2. 運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）
 - 2018年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。
 - 都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。
 - ・統一的な国保の運営方針の策定
 - ・市町村ごとの納付金の額の決定
 - ・標準保険料率の算定・公表
 - ・保険給付に要した費用の市町村への支払い 等
 - 市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行う。